



県 章

# 沖縄県公報

定期発行日  
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に  
当たるときは休刊とする。)

## 目 次

### 告 示

- 土地改良区の定款の変更の認可（村づくり計画課）…………… 1
- 土地改良区の役員の就任の届出（村づくり計画課）…………… 1
- 基本測量の実施の通知・2件（道路管理課）…………… 2
- 基本測量の実施の終了の通知・2件（道路管理課）…………… 2
- 公共測量の実施の終了の通知・2件（道路管理課）…………… 3
- 土地区画整理組合の事業計画の変更の認可（都市計画・モノレール課）…………… 3

### 公 告

- 市決定に係る都市計画の変更の図書の縦覧（都市計画・モノレール課）…………… 3
- 開発行為に関する工事の完了（建築指導課）…………… 3

### 病院事業局事項

- 特定調達契約に係る落札者の決定（県立北部病院）…………… 4

### 公安委員会事項

- 警備員又は警備員になろうとする者を対象とする検定の実施…………… 4
- 機械警備業務管理者講習の実施…………… 6
- 検定合格者審査の実施…………… 6

### 収用委員会事項

- 使用の裁決手続開始の決定・12件…………… 8

### 正 誤

- 令和7年1月17日付け公報定期第5283号中訂正…………… 16

## 告 示

### 沖縄県告示第187号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次のとおり土地改良区の定款の変更を認可した。

令和7年5月2日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 土地改良区の名称 伊是名村土地改良区
- 2 認可年月日 令和7年4月15日

### 沖縄県告示第188号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次のとおり伊是名村土地改良区から役員が就任した旨の届出があった。

令和7年5月2日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 就任

理事、監事の別	氏 名	住 所
---------	-----	-----

理事

宮城佐苗

伊是名村字仲田139番地1

任期 令和7年4月1日から令和9年3月31日まで

**沖縄県告示第189号**

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

令和7年5月2日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 基本測量を実施する地域 東村
- 2 基本測量を実施する期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
- 3 作業種類 基本測量（地磁気測量）

**沖縄県告示第190号**

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

令和7年5月2日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 基本測量を実施する地域 那覇市、宜野湾市、石垣市、浦添市、名護市、糸満市、沖縄市、豊見城市、うるま市、宮古島市、南城市、国頭村、大宜味村、東村、今帰仁村、本部町、恩納村、宜野座村、金武町、伊江村、読谷村、嘉手納町、北谷町、北中城村、中城村、西原町、与那原町、南風原町、久米島町、渡嘉敷村、座間味村、粟国村、渡名喜村、南大東村、北大東村、伊平屋村、伊是名村、八重瀬町、多良間村、竹富町及び与那国町地内
- 2 基本測量を実施する期間 令和7年4月21日から令和8年3月31日まで
- 3 作業種類 基本測量（復旧測量及び基準点現況調査）

**沖縄県告示第191号**

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があった。

令和7年5月2日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 基本測量を実施した地域 那覇市、宜野湾市、浦添市、名護市、糸満市、沖縄市、豊見城市、うるま市、南城市、大宜味村、東村、今帰仁村、本部町、恩納村、宜野座村、金武町、読谷村、嘉手納町、北谷町、北中城村、中城村、西原町、与那原町、南風原町及び八重瀬町地内
- 2 基本測量を実施した期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- 3 作業種類 基本測量（数値地図25000（土地条件）の作成）

**沖縄県告示第192号**

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があった。

令和7年5月2日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 (1) 基本測量を実施した地域 那覇市、名護市、うるま市、南城市、国頭村、今帰仁村、恩納村、金武町、伊江村、読谷村、粟国村、南大東村、北大東村、伊平屋村及び久米島町
- (2) 基本測量を実施した期間 令和6年5月7日から令和7年3月19日まで
- (3) 作業種類 基本測量（基準点現況調査）

- 2(1) 基本測量を実施した地域 沖縄県全域
- (2) 基本測量を実施した期間 令和6年5月7日から令和7年3月19日まで
- (3) 作業種類 基本測量（復旧測量）

**沖縄県告示第193号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、石垣市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和7年5月2日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 公共測量を実施した地域 石垣市字新川
- 2 公共測量を実施した期間 令和7年1月8日から同年3月5日まで
- 3 作業種類 公共測量（2級基準点測量及び4級基準点測量）

**沖縄県告示第194号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、うるま市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和7年5月2日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 公共測量を実施した地域 うるま市勝連平安名及び与那城屋慶名
- 2 公共測量を実施した期間 令和6年11月25日から令和7年3月31日まで
- 3 作業種類 公共測量（基準点及び水準点測量）

**沖縄県告示第195号**

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定により、土地区画整理組合の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和7年5月2日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 組合の名称 糸満市武富土地区画整理組合
- 2 事務所の所在地 糸満市字武富16番地の1
- 3 施行地区 糸満市字武富仲間田原及び字武富後原の各一部
- 4 事業施行期間 平成15年10月10日から令和8年3月31日まで
- 5 設立認可の年月日 平成15年10月10日
- 6 変更の内容 設計の概要の変更
- 7 変更認可の年月日 令和7年4月18日

**公 告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、宜野湾市から送付のあった那覇広域都市計画用途地域の変更に係る図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和7年5月2日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 都市計画の名称 嘉数線沿道地区
- 2 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了した

ので、検査済証を交付した。

令和7年5月2日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和6年3月6日 沖縄県指令土第186号、令和7年3月31日 沖縄県指令土第309号(変更)
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 八重瀬町字世名城竿地原766番3及び767番2
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 八重瀬町字世名城781番地2 金城綾香
- 5 検査済証番号 令和7年4月18日 第4991号
- 6 工事完了年月日 令和7年4月3日

## 病院事業局事項

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

令和7年5月2日

沖縄県立北部病院長 佐々木 尚美

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量 電子カルテシステムサーバー 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 沖縄県立北部病院総務課 名護市大中二丁目12番3号
- 3 落札者を決定した日 令和7年2月21日
- 4 落札者の名称及び所在地 株式会社ソフトウェア・サービス 代表取締役 大谷明広 大阪府大阪市淀川区西宮原二丁目6番1号
- 5 落札金額 69,300,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日 令和7年1月10日

## 公安委員会事項

### 沖縄県公安委員会告示第71号

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条第1項に規定する警備員又は警備員になろうとする者を対象とする検定（以下「検定」という。）を次のとおり実施する。

令和7年5月2日

沖縄県公安委員会

- 1 検定の種別、級、定員、実施期日及び場所

種別	級	定員	実施期日	場所
雑踏警備業務	1級	10人	令和7年9月3日（水曜日） 午前10時から午後5時まで	那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県警察本部8階講堂
	2級	10人		

- 2 検定の方法 学科試験及び実技試験により行うものとする。検定においては、学科試験を実技試験の前に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験を行わない。
- 3 試験科目
  - (1) 1級の検定に係る科目
    - ア 学科試験科目
      - (イ) 警備業務に関する基本的な事項
      - (ロ) 法令に関すること。
      - (ハ) 雑踏の整理に関すること。
      - (ニ) 雑踏警備業務の管理に関すること。

(f) 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

イ 実技試験科目

(7) 雑踏の整理に関すること。

(4) 雑踏警備業務の管理に関すること。

(f) 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(2) 2級の検定に係る科目

ア 学科試験科目

(7) 警備業務に関する基本的な事項

(4) 法令に関すること。

(f) 雑踏の整理に関すること。

(e) 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

イ 実技試験科目

(7) 雑踏の整理に関すること。

(4) 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

4 受検資格

(1) 1級の検定の受検資格 沖縄県内に住所地を有する者又は沖縄県内の営業所に属する警備員であつて、次のいずれかに該当するもの

ア 検定を受けようとする警備業務の種別について、2級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、当該種別の警備業務に従事した期間が1年以上であるもの

イ 公安委員会がアに掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

(2) 2級の検定の受検資格 沖縄県内に住所地を有する者又は沖縄県内の営業所に属する警備員

5 受検申請手続

(1) 受付期間 1級及び2級の検定の受付期間及び受付時間は、令和7年5月26日（月曜日）から同月30日（金曜日）までのそれぞれの日の午前8時30分から午後4時までとする。ただし、定員に達した場合は、申請受付期間内であっても受付を締め切ることがある。

(2) 申請に必要な書類

ア 検定申請書 1通

イ 添付書類

(7) 沖縄県内に住所地を有する者又は沖縄県内の営業所に属する警備員であることを疎明する書面

(4) 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの写真で裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの） 2葉

(f) 1級の検定を受検しようとする者にあつては、4(1)のア又はイに掲げる者に該当することを疎明する書面

(3) 提出先

ア 沖縄県内に住所地を有する者 申請者の住所地を管轄する警察署又はその者が属する沖縄県内の営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課（係）

イ 沖縄県外に居住する者 申請者が属する沖縄県内の営業所を管轄する警察署の生活安全課（係）

(4) 申請の際には、(2)に掲げる申請に必要な書類を持参の上、(3)の提出先に申請者本人が提出すること。郵送による申請及び本人以外の者が行う申請は、受け付けない。

(5) 検定手数料 手数料13,000円は、沖縄県証紙により、検定申請書提出時に納付すること。なお、既納の手数料は、還付しない。

6 その他

(1) 検定の当日は、午前9時30分から午前9時50分までに沖縄県警察本部1階で、受付を終えること。

(2) 検定の当日は、受検票及び筆記用具を持参すること。なお、受検票は、受検申請受付時に申請者に交付する。

(3) 検定の当日は、沖縄県警察本部への自家用車の乗入れを禁止する。

(4) 検定についての問合せ先 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県警察本部生活安全部生活安全企画課 電話番号（098）862-0110（内線3032又は3033）又は沖縄県内の警察署の生活安全課（係）

**沖縄県公安委員会告示第72号**

警備業法（昭和47年法律第117号）第42条第2項第1号の規定による機械警備業務管理者講習を次のとおり実施する。

令和7年5月2日

沖縄県公安委員会

1 講習期間等

講習期間	時間	場所
令和7年7月15日（火曜日）から同月17日（木曜日）まで	午前9時30分から午後5時30分（令和7年7月17日にあつては、午後3時30分）まで	那覇市西3丁目11番1号 沖縄県男女共同参画センター2階会議室3
【考查】7月17日（木曜日）	午後3時50分から午後5時30分まで	

2 受講定員 25人

3 受講対象者 警備業法第2条第5項の業務に係る機械警備業務管理者講習の受講を希望する者とする。

4 受講申込手続等

(1) 受講申込み 機械警備業務管理者講習を受けようとする者は、機械警備業務管理者講習受講申込書（以下「受講申込書」という。）に必要な事項を記入するとともに、当該受講申込書に写真（提出前6月以内に撮影した無帽、無背景、縦4.0センチメートル、横3.6センチメートルの顔写真）を貼付し、(2)の提出先に提出するものとする。郵送による申込み及び本人以外の者が行う申込みは、受け付けない。

(2) 提出先

ア 沖縄県内に居住する者 受講申込者の住所地を管轄する警察署の生活安全課（係）又は沖縄県警察本部生活安全部生活安全企画課

イ 沖縄県外に居住する者 沖縄県警察本部生活安全部生活安全企画課

(3) 受付期間 機械警備業務管理者講習の受付期間及び受付時間は、令和7年5月26日（月曜日）から同月30日（金曜日）までのそれぞれの日の午前8時30分から午後4時までとする。ただし、受講定員に達した場合は、受付期間内であっても受付を締め切ることがある。

(4) 受講手数料 手数料39,000円は、沖縄県証紙により、受講申込書提出時に納付すること。なお、既納の手数料は、還付しない。

5 その他

(1) 機械警備業務管理者講習の初日は、午前9時から午前9時20分までに受講手続を終えること。

(2) 受講の当日は、筆記用具を持参すること。

(3) 受講についての問合せ先 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県警察本部生活安全部生活安全企画課  
電話番号（098）862-0110（内線3032又は3033）又は沖縄県内の最寄りの警察署の生活安全課（係）

**沖縄県公安委員会告示第73号**

警備業法の一部を改正する法律（平成16年法律第50号）附則第5条の規定に基づき、検定合格者審査（以下「審査」という。）を次のとおり実施する。

令和7年5月2日

沖縄県公安委員会

1 審査の種別、級、定員、実施期日及び場所

種別	級	定員	実施期日	場所
空港保安警備業務	1級	10人	令和7年7月3日（木曜日） 午前10時から午後5時まで	那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県警察本部6階601会議室
	2級	10人		
施設警備業務	1級	10人		
	2級	10人		
交通誘導警備業務	1級	10人		

	2級	10人
貴重品運搬警備業務	1級	10人
	2級	10人

2 審査対象者 審査は、次の表の左欄に掲げる警備業務及び同表の中欄に掲げる級の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる者に対して行う。ただし、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「規則」という。）附則第7条第2項各号に掲げる者を除く。

空港保安警備業務	1級	規則附則第6条第1号に規定する旧1級検定に合格した者
	2級	規則附則第6条第2号に規定する旧1級検定又は旧2級検定に合格した者
施設警備業務	1級	規則附則第6条第3号に規定する旧1級検定に合格した者
	2級	規則附則第6条第4号に規定する旧1級検定又は旧2級検定に合格した者
交通誘導警備業務	1級	規則附則第6条第5号に規定する旧1級検定に合格した者
	2級	規則附則第6条第6号に規定する旧1級検定又は旧2級検定に合格した者
貴重品運搬警備業務	1級	規則附則第6条第9号に規定する旧1級検定に合格した者
	2級	規則附則第6条第10号に規定する旧1級検定又は旧2級検定に合格した者

3 審査内容 審査は、次の表に掲げる学科試験及び実技試験により判定する。

学科試験		実技試験	
科目	(1) 警備業務に関する基本的な事項 (2) 法令に関すること。 (3) 警備業務の実施に関すること。 (4) 警備業務に係る事故が発生した場合における応急の措置に関すること。	科目	警備業務に係る事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
問題数	10問		

4 審査申請手続

- (1) 受付期間 審査の受付期間及び受付時間は、令和7年5月26日（月曜日）から同月30日（金曜日）までのそれぞれの日の午前8時30分から午後4時までとする。ただし、定員に達した場合は、受付期間内であっても受付を締め切ることがある。
- (2) 申請に必要な書類
  - ア 審査申請書 1通
  - イ 添付書類
    - (イ) 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの写真で裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの） 1葉
    - (ロ) 旧検定（規則附則第6条各号に規定する検定をいう。）に係る合格証（以下「旧検定合格証」という。）の写し
    - (ハ) (イ)の場合において、申請者が沖縄県公安委員会以外の公安委員会から旧検定合格証の交付を受け、沖縄県内に居住しているときは、住所を疎明する書面又は警備員として県内の営業所に属することを疎明する書面
- (3) 提出先 申請者の住所地又は申請者が警備員として属する営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課（係）
- (4) 申請の際には、(2)に掲げる申請に必要な書類を持参の上、(3)の提出先に申請者本人が提出すること。郵送による申請及び本人以外の者が行う申請は、受け付けない。
- (5) 審査手数料 手数料4,700円は、沖縄県証紙により、審査申請書提出時に納付すること。なお、既納

の手数料は、還付しない。

5 合格者の発表及び成績証明書の交付 合格者の発表は、審査当日、審査場所において行い、同所において、合格者に対する成績証明書（規則第11条に規定するものをいう。）を交付する。

6 その他

- (1) 審査当日は、午前9時30分から午前9時50分までに沖縄県警察本部1階で、受付を終えること。
- (2) 審査当日は、筆記用具及び旧検定合格証を持参すること。審査の当日に旧検定合格証を持参していない者は、審査を受けられないことがある。
- (3) 審査当日は、沖縄県警察本部への自家用車の乗り入れを禁止する。
- (4) 審査についての問合せ先 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県警察本部生活安全部生活安全企画課  
電話番号 (098) 862-0110 (内線3032又は3033) 又は沖縄県内の警察署の生活安全課 (係)

## 収用委員会事項

### 沖縄県収用委員会告示第10号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和27年法律第140号）第14条第1項の規定により適用される土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、次のとおり使用の裁決手続の開始を決定した。

令和7年5月2日

沖縄県収用委員会

- 1 起業者の名称 沖縄防衛局長
- 2 事業の種類 日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊が使用する牧港補給地区の用に供するための使用
- 3 裁決手続の開始を決定した土地の表示

所在	地番	地目	地積 (㎡)		使用しようとする土地の面積 (㎡)
			登記簿	実測	
浦添市字城間前原	194番	雑種地	270	270.06	270.06

4 土地所有者の氏名及び住所

氏名	住所
株式会社KT 代表取締役 新屋満	那覇市曙1丁目2番2号豊川ビル2-A

5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類

氏名	住所	権利の種類
株式会社琉球銀行 代表取締役頭取 島袋健	那覇市東町2番1号那覇ポートビル	根抵当権 令和3年9月7日第14765号

6 裁決手続の開始を決定した年月日 令和7年4月10日

### 沖縄県収用委員会告示第11号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和27年法律第140号）第14条第1項の規定により適用される土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、次のとおり使用の裁決手続の開始を決定した。

令和7年5月2日

沖縄県収用委員会

- 1 起業者の名称 沖縄防衛局長

- 2 事業の種類 日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊が使用する嘉手納飛行場の用に供するための使用
- 3 裁決手続の開始を決定した土地の表示

所在	地番	地目	地積 (㎡)		使用しようとする土地の面積 (㎡)
			登記簿	実測	
沖縄市字森根角石西原	191番	畑	7,644	7,644.24	7,644.24

- 4 土地所有者の氏名及び住所

氏名	住所
照屋秀傳	沖縄市美里二丁目1番9号

- 5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類 なし
- 6 裁決手続の開始を決定した年月日 令和7年4月10日

**沖縄県収用委員会告示第12号**

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和27年法律第140号）第14条第1項の規定により適用される土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、次のとおり使用の裁決手続の開始を決定した。

令和7年5月2日

沖縄県収用委員会

- 1 起業者の名称 沖縄防衛局長
- 2 事業の種類 日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊が使用する嘉手納飛行場の用に供するための使用
- 3 裁決手続の開始を決定した土地の表示

所在	地番	地目	地積 (㎡)		使用しようとする土地の面積 (㎡)
			登記簿	実測	
沖縄市字森根伊森原	272番	宅地	489.25	498.66	498.66

- 4 土地所有者の氏名及び住所

氏名	住所	共有持分
有銘美代子	沖縄市美里五丁目7番17号	2分の1
親川敬子	那覇市字識名1186番地1ラフィーネ識名A-301	8分の1
有銘政紀	沖縄市美里五丁目7番17号	8分の1
有銘政義	沖縄市登川二丁目27番19号	8分の1
有銘政敏	沖縄市越来一丁目2番5号	8分の1

- 5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類 なし
- 6 裁決手続の開始を決定した年月日 令和7年4月10日

**沖縄県収用委員会告示第13号**

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和27年法律第140号）第14条第1項の規定により適用される土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、

次のとおり使用の裁決手続の開始を決定した。

令和7年5月2日

沖縄県収用委員会

- 1 起業者の名称 沖縄防衛局長
- 2 事業の種類 日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊が使用する嘉手納飛行場の用に供するための使用
- 3 裁決手続の開始を決定した土地の表示

所在	地番	地目	地積 (㎡)		使用しようとする土地の面積 (㎡)
			登記簿	実測	
沖縄市字森根石根原	359番	山林	1,203	1,223.89	1,223.89

4 土地所有者の氏名及び住所

氏名	住所
眞榮城玄徳	沖縄市安慶田一丁目29番17号

5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類

氏名	住所	権利の種類
沖縄県企業局 企業局長 宮城力	那覇市泉崎1丁目2番2号	一時使用権 一時使用権者が使用する面積7.17㎡ 本土地の一時使用権は、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う国有の財産の管理に関する法律（昭和27年法律第110号）第4条第1項の規定により一時使用等の許可によるものである。
沖縄県農業協同組合 代表理事理事長 前田典男	那覇市壺川2丁目9番地1	抵当権 平成16年7月20日第13110号
コザ信用金庫 代表理事理事長 喜友名勇	沖縄市上地二丁目10番1号	根抵当権 令和3年1月19日第788号

6 裁決手続の開始を決定した年月日 令和7年4月10日

沖縄県収用委員会告示第14号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和27年法律第140号）第14条第1項の規定により適用される土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、次のとおり使用の裁決手続の開始を決定した。

令和7年5月2日

沖縄県収用委員会

- 1 起業者の名称 沖縄防衛局長
- 2 事業の種類 日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊が使用する嘉手納飛行場の用に供するための使用
- 3 裁決手続の開始を決定した土地の表示

所在	地番	地目	地積 (㎡)		使用しようとする土地の面積 (㎡)
			登記簿	実測	
沖縄市字森根石根原	361番2	畑	4,633	4,633.22	4,633.22

4 土地所有者の氏名及び住所

氏名	住所
眞榮城玄徳	沖縄市安慶田一丁目29番17号

5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類

氏名	住所	権利の種類
沖縄県企業局 企業局長 宮城力	那覇市泉崎1丁目2番2号	一時使用権 一時使用権者が使用する面積252.48㎡ 本土地の一時使用権は、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う国有の財産の管理に関する法律（昭和27年法律第110号）第4条第1項の規定により一時使用等の許可によるものである。
沖縄電力株式会社 代表取締役 本永浩之	浦添市牧港五丁目2番1号	一時使用権 一時使用権者が使用する面積137.14㎡ 本土地の一時使用権は、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う国有の財産の管理に関する法律第4条第1項の規定により一時使用等の許可によるものである。
沖縄県農業協同組合 代表理事理事長 前田典男	那覇市壺川2丁目9番地1	抵当権 平成12年3月31日第3529号 平成21年3月25日第4494号
コザ信用金庫 代表理事理事長 喜友名勇	沖縄市上地二丁目10番1号	根抵当権 令和3年1月19日第788号

6 裁決手続の開始を決定した年月日 令和7年4月10日

沖縄県収用委員会告示第15号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和27年法律第140号）第14条第1項の規定により適用される土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、次のとおり使用の裁決手続の開始を決定した。

令和7年5月2日

沖縄県収用委員会

- 1 起業者の名称 沖縄防衛局長
- 2 事業の種類 日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊が使用する嘉手納飛行場の用に供するための使用
- 3 裁決手続の開始を決定した土地の表示

所在	地番	地目	地積（㎡）		使用しようとする土地の面積（㎡）
			登記簿	実測	
沖縄市字森根石根原	362番	宅地	1,186.77	1,212.62	1,212.62

4 土地所有者の氏名及び住所

--	--

氏名	住所
眞榮城玄德	沖縄市安慶田一丁目29番17号

5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類

氏名	住所	権利の種類
沖縄県企業局 企業局長 宮城力	那覇市泉崎1丁目2番2号	一時使用権 一時使用権者が使用する面積172.39㎡ 本土地の一時使用権は、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う国有の財産の管理に関する法律（昭和27年法律第110号）第4条第1項の規定により一時使用等の許可によるものである。
コザ信用金庫 代表理事 喜友名勇	沖縄市上地二丁目10番1号	根抵当権 令和3年1月19日第788号

6 裁決手続の開始を決定した年月日 令和7年4月10日

沖縄県収用委員会告示第16号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和27年法律第140号）第14条第1項の規定により適用される土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、次のとおり使用の裁決手続の開始を決定した。

令和7年5月2日

沖縄県収用委員会

- 1 起業者の名称 沖縄防衛局長
- 2 事業の種類 日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊が使用する嘉手納飛行場の用に供するための使用
- 3 裁決手続の開始を決定した土地の表示

所在	地番	地目	地積（㎡）		使用しようとする土地の面積（㎡）
			登記簿	実測	
沖縄市字森根石根原	385番	山林	1,041	1,059.47	1,059.47

4 土地所有者の氏名及び住所

氏名	住所
眞榮城玄德	沖縄市安慶田一丁目29番17号

5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類

氏名	住所	権利の種類
沖縄県企業局 企業局長 宮城力	那覇市泉崎1丁目2番2号	一時使用権 一時使用権者が使用する面積63.08㎡ 本土地の一時使用権は、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う国有の財産の管理に関する法律（昭和27年法律第110号）第4条第1項の規定により一時使用等の許可によるもの

		である。
コザ信用金庫 代表理事 喜友名勇	沖縄市上地二丁目10番1号	根抵当権 令和3年1月19日第788号

6 裁決手続の開始を決定した年月日 令和7年4月10日

**沖縄県収用委員会告示第17号**

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和27年法律第140号）第14条第1項の規定により適用される土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、次のとおり使用の裁決手続の開始を決定した。

令和7年5月2日

沖縄県収用委員会

- 1 起業者の名称 沖縄防衛局長
- 2 事業の種類 日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊が使用する嘉手納飛行場の用に供するための使用
- 3 裁決手続の開始を決定した土地の表示

所在	地番	地目	地積 (㎡)		使用しようとする土地の面積 (㎡)
			登記簿	実測	
沖縄市字大工廻大工廻原	32番	宅地	1,137.25	1,137.25	1,137.25
沖縄市字大工廻大工廻原	34番	畑	147	147.28	147.28

4 土地所有者の氏名及び住所

氏名	住所
比嘉昭雄	大阪府大阪市西成区南津守六丁目5番41号

- 5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類 なし
- 6 裁決手続の開始を決定した年月日 令和7年4月10日

**沖縄県収用委員会告示第18号**

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和27年法律第140号）第14条第1項の規定により適用される土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、次のとおり使用の裁決手続の開始を決定した。

令和7年5月2日

沖縄県収用委員会

- 1 起業者の名称 沖縄防衛局長
- 2 事業の種類 日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊が使用する嘉手納飛行場の用に供するための使用
- 3 裁決手続の開始を決定した土地の表示

所在	地番	地目	地積 (㎡)		使用しようとする土地の面積 (㎡)
			登記簿	実測	
沖縄市字大工廻儀根原	259番	畑	184	184.41	184.41
沖縄市字大工廻儀根原	262番	畑	543	543.71	543.71
沖縄市字大工廻儀根原	268番	畑	796	796.38	796.38

4 土地所有者の氏名及び住所

氏名	住所	共有持分
比嘉昭雄	大阪府大阪市西成区南津守六丁目5番41号	14分の9
春名邦子	大阪府吹田市山田西一丁目20番5号	14分の5

5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類 なし

6 裁決手続の開始を決定した年月日 令和7年4月10日

沖縄県収用委員会告示第19号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和27年法律第140号）第14条第1項の規定により適用される土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、次のとおり使用の裁決手続の開始を決定した。

令和7年5月2日

沖縄県収用委員会

- 1 起業者の名称 沖縄防衛局長
- 2 事業の種類 日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊が使用する嘉手納飛行場の用に供するための使用
- 3 裁決手続の開始を決定した土地の表示

所在	地番	地目	地積 (㎡)		使用しようとする土地の面積 (㎡)
			登記簿	実測	
沖縄市字大工廻大川原	424番	田	292	292.84	292.84

4 土地所有者の氏名及び住所

氏名	住所
比嘉昭雄	大阪府大阪市西成区南津守六丁目5番41号

5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類 なし

6 裁決手続の開始を決定した年月日 令和7年4月10日

沖縄県収用委員会告示第20号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和27年法律第140号）第14条第1項の規定により適用される土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、次のとおり使用の裁決手続の開始を決定した。

令和7年5月2日

沖縄県収用委員会

- 1 起業者の名称 沖縄防衛局長
- 2 事業の種類 日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊が使用する嘉手納飛行場の用に供するための使用
- 3 裁決手続の開始を決定した土地の表示

所在	地番	地目	地積 (㎡)		使用しようとする土地の面積 (㎡)
			登記簿	実測	
嘉手納町字野里村内原	82番	宅地	524.40	524.40	524.40
嘉手納町字野里南上原	829番	畑	1,028	1,028.72	1,028.72

嘉手納町字野里南上原	955番	山林	1,488	1,488.17	1,488.17
嘉手納町字野里南上原	956番	畑	989	989.09	989.09
嘉手納町字野里前原	1289番	畑	1,240	1,240.38	1,240.38
嘉手納町字野里新聞原	1440番	畑	944	944.39	944.39

4 土地所有者の氏名及び住所

氏名	住所
伊禮已知男	北谷町字上勢頭702番地 6

5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類 なし

6 裁決手続の開始を決定した年月日 令和 7 年 4 月 10 日

沖縄県収用委員会告示第21号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和27年法律第140号）第14条第1項の規定により適用される土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、次のとおり使用の裁決手続の開始を決定した。

令和 7 年 5 月 2 日

沖縄県収用委員会

- 1 起業者の名称 沖縄防衛局長
- 2 事業の種類 日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊が使用する嘉手納飛行場の用に供するための使用
- 3 裁決手続の開始を決定した土地の表示

所在	地番	地目	地積 (㎡)		使用しようとする土地の面積 (㎡)
			登記簿	実測	
北谷町字上勢頭平安山中勢頭原	51番	畑	1,114	1,114.56	1,114.56

4 土地所有者の氏名及び住所

氏名	住所	共有持分
名嘉健	沖縄市南桃原三丁目36番8号オープンハイツ101	18分の1
大浜香織	西原町字内間411番地の2（県営内間団地9棟202）	18分の1
名嘉優	北谷町字桑江606番地8	18分の1
田仲有	北谷町字上勢頭553番地1	6分の1
宮良君子	北中城村字島袋530番地13	6分の1
田仲勉	うるま市石川白浜二丁目5番1号	6分の1
田仲仁	西原町字翁長920番地の45（勤住協翁長団地）	6分の1
呉屋紀子	東京都狛江市岩戸北一丁目7番1号セボンコルティールレ狛江112	6分の1

5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類 なし

6 裁決手続の開始を決定した年月日 令和 7 年 4 月 10 日

正 誤

令和7年1月17日付け公報定期第5283号掲載の「収用の裁決手続開始の決定（沖縄県収用委員会告示第8号）」中次のとおり誤り。

ページ	行	誤	正				
6	上から16	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">                     登記名義人亡山入端良勝法定相続人                      山入端悠香                      山入端悠也                      山入端紫野                      山入端璃奈                      山入端友貴                      山入端友琳                 </td> <td style="width: 50%;">                     南城市大里字大城17番地9                      南城市大里字大城17番地9                      南城市玉城字喜良原398番地2ヴァンペール301号室                      南城市玉城字喜良原398番地2ヴァンペール301号室                      南城市玉城字喜良原398番地2ヴァンペール301号室                      南城市玉城字喜良原398番地2ヴァンペール301号室                 </td> </tr> </table>	登記名義人亡山入端良勝法定相続人 山入端悠香 山入端悠也 山入端紫野 山入端璃奈 山入端友貴 山入端友琳	南城市大里字大城17番地9 南城市大里字大城17番地9 南城市玉城字喜良原398番地2ヴァンペール301号室 南城市玉城字喜良原398番地2ヴァンペール301号室 南城市玉城字喜良原398番地2ヴァンペール301号室 南城市玉城字喜良原398番地2ヴァンペール301号室	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">                     登記名義人亡山入端良勝法定相続人                      山入端紫野                      山入端璃奈                      山入端友貴                      山入端友琳                 </td> <td style="width: 50%;">                     南城市玉城字喜良原398番地2ヴァンペール301号室                      南城市玉城字喜良原398番地2ヴァンペール301号室                      南城市玉城字喜良原398番地2ヴァンペール301号室                      南城市玉城字喜良原398番地2ヴァンペール301号室                 </td> </tr> </table>	登記名義人亡山入端良勝法定相続人 山入端紫野 山入端璃奈 山入端友貴 山入端友琳	南城市玉城字喜良原398番地2ヴァンペール301号室 南城市玉城字喜良原398番地2ヴァンペール301号室 南城市玉城字喜良原398番地2ヴァンペール301号室 南城市玉城字喜良原398番地2ヴァンペール301号室
登記名義人亡山入端良勝法定相続人 山入端悠香 山入端悠也 山入端紫野 山入端璃奈 山入端友貴 山入端友琳	南城市大里字大城17番地9 南城市大里字大城17番地9 南城市玉城字喜良原398番地2ヴァンペール301号室 南城市玉城字喜良原398番地2ヴァンペール301号室 南城市玉城字喜良原398番地2ヴァンペール301号室 南城市玉城字喜良原398番地2ヴァンペール301号室						
登記名義人亡山入端良勝法定相続人 山入端紫野 山入端璃奈 山入端友貴 山入端友琳	南城市玉城字喜良原398番地2ヴァンペール301号室 南城市玉城字喜良原398番地2ヴァンペール301号室 南城市玉城字喜良原398番地2ヴァンペール301号室 南城市玉城字喜良原398番地2ヴァンペール301号室						

発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074	印刷所 株式会社 アント出版 〒903-0804 那覇市首里石嶺町4丁目291番地1
---	---